

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

R6110 最終版用

②評価調査者研修修了番号

SK2021259 21-008

③施設の情報

名称：誠慈学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：小松 智	定員（利用人数）：40名	
所在地：福岡県田川郡大任町今任原 3596 番地		
TEL：0947-63-2573	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 37 年 12 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人誠慈会		
職員数	常勤職員：24名	非常勤職員：7名
有資格職員数	(資格の名称) 名	
	保育士 13 栄養士 1 調理師 2 看護師 2	
施設・設備の概要	(居室数) 12室	(設備等)
	男子棟 4名×3室 女子棟 4名×3室 女子棟 幼児部屋 8名×1室 別棟 小規模(女子) 1名×4室 2名×1室	浴室 トイレ 洗濯場 運動場 食堂 厨房 面接室 多目的室 居間(小規模ケア)

④理念・基本方針

【理念】

入所中の児童の養護に関しては、児童福祉法、児童憲章、及び児童の権利に関する条約等関係法令の理念に照らし、常に最善の努力を尽くします。

【基本方針】

「清く正しく朗らかに 社会の役に立つ人に」を指標に、入所児童と職員の豊かな愛情の交流と相互の信頼関係の増進を日常生活の基盤に捉え、以下支援を行っていく。

- ①児童の人間としての権利を尊重する思想を日常生活に定着させる。
- ②児童の発達段階に応じ、個人の長所や可能性を育てる養護に努めるとともに、感謝と思いやりの心の醸成に努める。
- ③児童の社会性を高める支援に努め、集団生活の中でも家庭的環境の創成に工夫し、さらに 学校及び地域社会との交流を積極的に進めて、社会の秩序の遵守、社会との協調および善悪の判断能力の向上に努める。
- ④多種多様な問題を抱える児童も多く、全職員の英知と専門的技術技能を最大限に発揮して 解決の道を見出し、生活支援にあたる。

⑤施設の特徴的な取組

コロナ流行後、男子棟、女子棟、小規模棟に分かれて支援している。
完全小規模、個室対応ではないが、可能な限り小規模に近い対応を心掛けて、以前からアットホーム的雰囲気の中で、個別のニーズに応えられるように努めている。
また、心理担当は不在であるが、里親支援担当、自立支援担当、看護師を配置し、きめ細かい支援に努めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和6年5月10日（契約日）～ 令和6年12月18日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1 生活環境と子ども支援体制について

○市街地から離れた静かな環境の中で児童数 20 名程の施設です。子どもと職員とは暖かな関係性が保たれています。法人の目標である「子どもたちとのかかわり」を大事にした生活が送られています。今後の施設小規模化と地域分散化という目標に向けて取り組みを始めています。

2 関係機関との連携について

○児童相談所をはじめ関係機関・団体について、子ども支援の上から社会資源を明示したリストや資料を作成して、関係機関と協力して子ども支援に取り組んでいます。
○地域の大任町教育支援委員会と定期的な連絡会等を行関係機関との会議について職員会議で説明するなど、職員との情報共有化が図られています。
○将来の経済的な問題などについて、地域筑豊地区・福岡地区の児童養護施設 5 施設による高校生の自立に向けて共通の問題に対して、協働して自立生活に向けた取組を行っています。

3 生活満足度に向けた取り組みについて

○子どもの自己表現としての衣服選択については柔軟性があり、食では楽しみになる食事内容に工夫され、子どもの嗜好調査が定期的実施され食事時間が楽しみになる満足度の高くなる配慮がされています。看護師の配置がされ、子どもの医療機関への付き添いや感染防止体制が充実しています。

◇改善を求められる点

1 運営の透明性や利用者への事業計画などの周知について

○運営の透明性を示すために理念などについて、子どもや保護者への周知が十分ではありません。利用者等への周知を期待します。また、ホームページの開設や広報誌の発行を期待します。広報誌やホームページ等を活用してできる限り情報を公開していくことは社会福祉施設の責務です。取組を期待します。

○中長期計画と事業計画について、小規模化に向けた計画はありますが、それを実現するための中長期計画を含めた具体的な内容と予算を含めた計画の策定が望まれます。

2 子ども支援の体制について

○子どもの自立支援計画の作成と実施において、アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、PDCA サイクルによる養育支援を行い、その記録と見直しを期待します。
○退所後の支援や里親支援などがされています。今後の子ども支援の上で必要な職員の専門性として、心理療法担当職員の配置が望まれます。
○児童虐待の防止について職員は人権研修等に参加しています。就業規則への体罰・虐待禁止事項および加害者への厳正な処分の明記と公益通告制度の周知について改善の余地があります。今後の取組を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受けて、いろいろな点で参考になった。今後の改善点について、職員と共に取り組んでいきたいと思えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>○理念、基本方針は要覧に記載され、子どもの権利擁護について示しています。理念などは全職員に配布し、廊下や職員室に掲示しています。</p> <p>○理念には子どもの人権尊重、個性重視などが位置付けられ、基本方針は職員の行動規範となっています。子どもには施設の取組を説明し、保護者には入所時に説明がされています。</p> <p>○運営の透明性を示すために理念などについて、子どもへの周知が必要です。利用者である子どもや保護者への周知を期待します。また、ホームページの開設や広報誌の発行を期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-1 (1) -① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>○経営環境について、全国の社会福祉の動向について県養協会議や児童養護福祉協議会の資料で利用者状況を分析しています。</p> <p>○現在、女子児童について、小規模化への対応に取り組んでいます。</p> <p>○子どもを取り巻く環境や児童数や養育・支援のニーズの分析に取り組まれています。地域の福祉計画の動向などについての把握を期待します。</p>		
3	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>○経営に関する財務状況について理事会決定後に職員に周知しています。</p> <p>○経営課題は理事などの役員と検討しています。職員とも協議していますが、一部の改善課題などが職員まで十分伝わっていません。今後の周知に期待します。</p> <p>○経営課題は明確になっていますが、その解決に向けて目標を数値化するまでには進んでいません。今後は目標と達成度を数値化されることを期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員会議などで施設運営上必要な計画づくりに職員参加の機会を設けています。</p> <p>○中長期計画は理念や基本方針を示すものですが、数値目標の設定など内容の充実が求められます。</p> <p>○児童福祉の充実に向けて家庭的養護の推進があり、小規模グループケアの目標が掲げられています。進行表を設定し、中長期計画の目標数値と達成数値を比較することを期待します。</p>		

5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○単年度計画に中長期計画の内容が反映しています。内容として、専門職の配置や人材育成、研修計画を作成しています。</p> <p>○中長期計画をもとにした事業計画で具体的な数値目標がおかれていません。施設の小規模化推進のために、中・長期計画の内容を反映した事業内容（人材育成等）進捗状況を把握することを期待します。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画について運営会議や職員会議で施設長と協議しています。内容と経過は職員会議等で周知しています。</p> <p>○事業計画の実施状況の確認と見直しが定期的には行われていません。職員参加で今後の定期的な見直しと取組を期待します。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画の主な内容は子どもや保護者に文書配布や掲示をしています。</p> <p>○事業計画の詳細な内容は子どもや保護者までは十分に周知されていません。周知への取組を期待します。</p> <p>○子ども会や保護者会はなく、事業計画などで子どもの意見を反映する機会を検討することを期待します。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○PDCAサイクルを軸に質の向上に向けた取組がほぼ組織的・計画的に行われていますが、記録と見直しが十分ではありません。</p> <p>○毎年1回自己評価を行い、養育・支援の評価を行う体制は整備されています。自己評価後の見直しをされ、分析、再評価などによる養育・支援の質の向上への取組を期待します。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○毎年、職員と自己評価結果を行っています。分析した結果の分析と課題を検討しています。</p> <p>○評価結果にもとづく改善すべき点を項目ごとに優先順位を付けています。評価結果は、周知はしていますが、取り組むべき課題等が文書で明確にされることを期待します。</p> <p>○職員採用など中・長期的な取組が必要な改善課題については示されていますが、数値化することを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は自らの役割と責任について、職務分掌等で文書化し、職員会議等で表明し周知しています。また、職員会議で自らの責任を説明しています。</p> <p>○有事の際、施設長が不在時でも連絡が取れる体制を置いています。事故、災害等の有事も施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め文書で明確化にすることを期待します。</p> <p>○経営状況や運営方針をホームページ、広報誌などで周知することを期待します。</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は児童福祉関係法令や法人理念や倫理、職員の労働関係法について、関係機関で学習し、法令等をリスト化して職員周知をしています。</p> <p>○施設長は施設の法令順守について、職員と共に定期的な会議を開いて、周知に努めています。</p> <p>○児童福祉法や個人情報保護法、雇用・労働・防災・環境への配慮等の法令・通知の周知と研修をして、職員がいつでも確認できるよう整備を望みます。</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は施設運営の改善、人材育成に努めています。施設運営の地域会議にも参加し連携を図っています。</p> <p>○子どもニーズに沿った養育ができるように子どもとの会話を増やすなど職員に養育・支援の質の向上に取り組んでいます。</p> <p>○職員が困難を感じている点や心理的な支援の必要性など養育・支援の向上に対して、職員意見を反映させた取組を期待します。</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は経営や人事、財務、労務の点で業務改善を進めるために心理職配置など職員と共に取り組んでいます。</p> <p>○進路支援では子どもの意思を尊重した進学や就職について、指導力を発揮しています。</p> <p>○施設の小規模化への対応など施設の将来性や、経営資源の有効活用を視野に入れた環境整備・担当委員会などの構築を期待します。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○専門職として現在は保育士、社会福祉主事、看護師、教員資格、栄養士、調理師のみですが、子ども支援の上から必要な人材として今後は心理士・精神保健福祉士などの有資格者配置が必要だと施設も考えています。</p> <p>○職員の育成計画にもとづいた福祉人材の確保と育成が実施できるように考える必要があります。今後、心理担当職員の配置を期待します。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を職員向けに掲示しています。</p> <p>○職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な人事体制の周知が求められます。</p> <p>○人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）について、職員等への周知が十分ではありません。人事基準等の周知を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握しています。</p> <p>○職員が有給休暇を消化しやすい配慮があります。勤務変更などで連休等を取りやすくしてストレスケアへの配慮があります。</p> <p>○施設長は職員との相談体制の充実と相談しやすい職場環境づくりを考えています。今後の取組を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は事業計画や職員会議で「期待する職員像」を明確にして伝えています。</p> <p>○職員一人ひとりの育成のために職員意向を踏まえた育成計画の作成を期待します。</p> <p>○育成計画で職員との個人面接機会が十分とはいえません。職員一人ひとりの育成計画について定期的な中間面談などが期待されます。個人目標についても目標シートなどを使って中間面接を行うなどで進捗状況を把握されることを期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人は施設が目指す養育・支援の実現のために基本方針や事業計画の中に、「期待する職員像」として明示しています。</p> <p>○職員会議などを通じて施設が職員に必要な専門技術や専門資格を明示しています。</p> <p>○研修計画は職員の教育・研修に関する基本方針や職員希望によって、教育・研修が実施されています。</p> <p>○定期的な研修計画の評価と見直しがありません。研修内容や体系的なカリキュラムの評価見直しを期待します。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>○管理者は個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況を把握しています。</p> <p>○新任職員を含む職員の経験や習熟度に配慮した勤務配置はありますが、個別的OJTは不足しています。個別支援やスーパービジョン体制の構築を期待します。</p> <p>○研修計画作成にあたり、職員の経験と意向を把握され、専門性や組織力の向上を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習生等の受け入れの方針と専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化しています。研修・育成についてのマニュアルが整備されています。</p> <p>○実習生について、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っています。</p> <p>○専門職種の特性に配慮したプログラムは未整備です。指導者に対する研修が求められます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設のパンフレットに施設の理念等が掲載され、生活内容や行事などを説明しています。</p> <p>○施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容、改善について公開しています。</p> <p>○ホームページや広報誌配布等の活用の取組はありません。施設の養育理念や基本方針、養護施設の意義や役割等の情報公開を通して、運営の透明性を高めることを期待します。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人の事務、経理、取引等に関するルール、職員分掌があります。職員周知について明確にし、記録を残す必要があります。</p> <p>○経営改善では、就業規則など労務関係について新しい法改正に合わせて外部専門家による助言を受けて修正しています</p> <p>○財務等に関して、外部の専門家による監査支援による経営改善を期待します。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○地域の行事や活動に参加し、必要があれば職員や子どもがボランティアで支援を行う体制が整っています。</p> <p>○子どもへの理解を進める目的で地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションや登下校時の巡回や子ども会、地域のスポーツクラブ、小中学校での学校行事で関係を築いています。</p> <p>○施設のグラウンドの開放を行い、学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っています。</p> <p>○地域との関わり方について基本的な考え方と目的を文書化されることを期待します。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受け入れを子どもとの交流や信頼関係形成の点から取り組んでいます。</p> <p>○里親ボランティアも含め、ボランティアの受入れに関する基本姿勢を明文化しています。</p> <p>○ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備し、子どもとの交流を図る視点等で必要な研修を期待します。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○児童相談所をはじめ関係機関・団体について、子ども支援の上から社会資源を明示したリストや資料を作成しています。</p> <p>○地域の大任町教育支援委員会と定期的な連絡会等を行関係機関との会議について職員会議で説明するなど、職員との情報共有化が図られています。</p> <p>○筑豊地区・福岡地区の児童養護施設 5 施設による高校生の自立に向けて共通の問題に対して、協働して具体的な取組を行っています。</p>		

Ⅱ—4—（3）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○田川地区人権センターや地域区長と共に地域連携や各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握を行っています。</p> <p>○施設グラウンドなど施設機能を地域へ開放し、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めていますが、住民に対する相談など施設が持つ機能を果たすために福祉ニーズの把握を期待します。</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長が小学校 PTA 会議に参加して、少子化や高齢化に関する地域課題を検討しています。地域交流で子どもや職員が地域の行事に参加しています。</p> <p>○施設長が大任町教育支援委員会との定期的な連絡会に参加して、社会福祉や地域のまちづくりなどに取り組んでいます。</p> <p>○施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を地域に提供していますが、地域の防災や、被災時における安全対策を期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—（1）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—（1）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○誠慈学園管理規定、基本方針・指導原理（事業計画）により子どもを尊重した養育・支援の実施内容を確認しました。</p> <p>○年に3回実施している自己チェックシートの内容において子どもを尊重した養育・支援に関わるチェック項目を確認しました。</p> <p>○職員全員に配布している標準的な実施方法のハンドブック（管理規定や基本方針、指導原理などの関連文書を綴ったファイル）を使って園長が職員会議等での勉強会などを実施しています。</p>		
29	Ⅲ—1—（1）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の実施については、自己チェックシート、標準的な実施方法のハンドブック、入所前マニュアル等で行っています。</p> <p>○職員面談において、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援の理解を周知しています。</p> <p>○プライバシー保護に関する子どもたちや保護者への周知が十分とは言えません。今後の取組を期待します。</p>		
Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画や施設紹介パンフレットにおいて理念や基本方針を提示掲載しています。</p> <p>○入所前マニュアル説明の際や入所時、面会等の折に理念等の説明を行ったり、養育・支援に関する情報を伝え、共有しています。</p> <p>○パンフレットはありますが、わかりやすい言葉遣いや新しい写真・図・絵になっていません。早期の改善を期待します。</p>		

31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設見学及び入所時では、入所前マニュアルやパンフレットで説明をしています。</p> <p>○説明はわかりやすくなるように努めています。加えて、同意の意思を確認しています。</p> <p>○説明は園長・副園長・職員が複数で行い、「入所承諾書」をとっています。</p> <p>○意思決定が困難なケースでは事前に児童相談所との連携をとり対処するようにルール化しています。</p> <p>○養育・支援に関する一連の経過については、生活記録で管理しています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○児童相談所との連携協議をルール化しています。</p> <p>○子どもの「最善の利益」に努めています。養育・支援の内容の変更について、従前の内容から著しい変更が生じた場合や退所した時の子どもや保護者等に対する説明が十分ではありません。</p> <p>○自立支援計画書を中心に引継ぎ文書を準備しています。</p> <p>○卒園生をはじめ施設退所者に対する退所後の対応については、自立支援の担当者を置いています。経過記録が不十分です。今後、記録の体制整備について取り組まれることを期待します。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもアンケートや意見箱の設置で子どもの思いや意見を聞いています。</p> <p>○毎月各棟で話し合いを行い、日常生活のルールを自分たちで決め、修正しています。担当職員が参加し記録しています。</p> <p>○個別の相談などには個別面談を適切に行っています。</p> <p>○子どもの意見の集計や分析はしていません。今後、意見の集約や分析を行い、具体的な改善を期待します。</p> <p>○子どもアンケートは年に数回の定期実施を期待します。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決マニュアル（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置）や苦情受付記録（解決に至る経過も含む）の作成管理をしています。</p> <p>○第三者委員を設置し、掲示しています。</p> <p>○苦情記入カードの作成や匿名苦情アンケートを準備しています。</p> <p>○苦情解決マニュアル（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置）や苦情受付記録などは子どもや保護者に配布していません。</p> <p>○苦情対応がその後の養育・支援の改善につながることを期待します。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○意見箱を玄関に設置しています。いつでもどこでも、口頭でも手紙でも相談や話ができることを子どもたちに周知しています。</p> <p>○担当の職員や他の職員にも相談しています。（面談による子どもたちからの聞き取り）</p> <p>○相談室の配置は明確にはありません。各棟の宿直室等を使って相談や会話をしています。</p> <p>○子どもからの相談方法に関する文書化や周知、相談室となる宿直室に「面談中」表示などの工夫を期待しています。</p>		

36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもからの相談や意見に対しては全職員が傾聴の姿勢をもって実践しています。</p> <p>○意見箱の設置や苦情対応マニュアルを整備しています。</p> <p>○子どもからの相談や意見に対する対応や具体的な検討内容の記録が職員会議録のみとなっているので、今後、相談記録の整備を期待します。</p> <p>○回答や解決が急がれる内容については職員会議等で検討し、子どもに説明しています。</p> <p>○相談や意見への対応や検討を通して子どもの養育・支援への質の向上を図っています。又、マニュアル等の見直しについては必要に応じて行っています。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○事故発生時の対応と安全確保についての責任体制や手順は整備しています。</p> <p>○ヒヤリハット報告書は整備しています。</p> <p>○職員会議で事例の発生要因や再発防止策などを検討しています。(研修も含んでいます。)</p> <p>○リスクマネジメントの責任者を置き、分析・検討、再発防止などを協議決定する委員会などの設置はしていません。今後、早急な委員会の設置を含む事故防止対策マニュアル(体制や責任者、委員会設置などを盛り込んだもの)の作成整備を期待します。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○感染症マニュアルは整備し、管理体制も明記しています。</p> <p>○感染症に関する勉強会や研修会などを計画しています。</p> <p>○予防策も適切に講じています。</p> <p>○感染症発生時における対応も適切にしています。</p> <p>○今後、感染症マニュアルの定期的な見直しやその周知を期待します。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○災害対策マニュアルや事業継続計画(BCP)及び消防計画を整備しています。</p> <p>○子ども及び職員の安否確認の方法を明確化し、職員への周知も行っています。</p> <p>○災害避難時における食料や備品類等は備蓄リストを作成して管理しています。管理責任者も置いています。</p> <p>○「事業継続計画」に基づく訓練は実施していません。災害の種類ごとの対策立案を期待します。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
<p>○入所案内パンフレット、入所前マニュアル、事業計画書、管理規定等を含むハンドブックファイルで標準的な実施方法を明確にしています。</p> <p>○入所前マニュアルにおける標準的な実施方法の中で、プライバシー保護に関する文言を明示しています。</p> <p>○職員は職員会議の中で、園長を中心にハンドブックファイルの勉強会を開催しています。</p> <p>○実施の振り返りは、職員会議で実施しています。</p> <p>○今後、子どもの尊重や権利擁護の意識を高めるなど質の向上を期待します。</p>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法に関する検証や見直しは日常的に実施しています。</p> <p>○毎年1月から2月にかけて職員会議の中で実施しています。自立支援計画の内容に反映されています。</p> <p>○職員の意見や子ども面談等で得られる子どもの意見などを見直しの根拠にしています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画策定の責任者は園長であり、保佐の担当職員で検討したあと職員全員を含めて職員会議で決定しています。</p> <p>○アセスメントシートとして特に規定はないが、個人面談による本人ニーズ、児童相談所からの情報シートをもとに検討し、自立支援計画票に反映しています。</p> <p>○本人の意向や同意を基に専門職を含めた職員会議で策定しています。</p> <p>○支援困難ケースの対応については、特に児童相談所との連携を密にしながら対応しています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画に沿った養育・支援の実施を確認する仕組みは、自立支援計画、処遇会議、児童記録、職員会議録等と聞き取りです。</p> <p>○自立支援計画の見直しの仕組みでは職員会議がそのまま検討会議となるもので、全職員の参加で毎年1月から2月にかけて実施しています。</p> <p>○その際には子どもの意向の把握や同意を確認したうえで、行っています。</p> <p>○計画の変更を行った計画はいつでも閲覧できるように職員室で管理しています。</p> <p>○見直すべき事項のうち、標準的な実施方法に反映すべき内容や養育・支援の質の向上につながる課題等を明確にしています。</p> <p>○緊急を要する変更については児童相談所との連携が重要であり、今後、その仕組みづくりを期待します。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の実施記録は自立支援計画、処遇会議、児童記録、職員会議録等に適切に行っています。</p> <p>○養育支援実施の記録は規定の記録様式で行っています。</p> <p>○職員間では記録内容や書き方が統一されていません。改善を期待します。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもに関する記録の管理は整備しています。</p> <p>○就業規則規程、管理規定、個人情報保護規程等で記録の管理体制や不適正な利用や漏洩に対する規定を定めています。</p> <p>○職員への周知や子どもや保護者への説明も職員会議や入所時に実施しています。</p> <p>○個人情報保護に関する研修や勉強会を具体的、定期的に行っていないので職員会議以外での研修を期待します。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの権利擁護に関する規定は、ハンドブックファイルの各規定やマニュアルで明記しています。</p> <p>○職員会議録等で職員への周知、権利侵害に関する取組を実施しています。</p> <p>○子どもの思想・信教の自由に対する意識は職員間で周知しています。</p> <p>○子どもの権利擁護に関する研修の定期的な実施を期待します。</p> <p>○児童虐待の防止について人権研修等に参加しています。就業規則への体罰・虐待禁止事項および加害者への厳正な処分や通告制度等については、今後、改善することを期待します。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもに対する権利についての理解を促す機会は、日常的に個人的に設けています。</p> <p>○他者の尊重や他者への思いやりなどの教育にも職員は意識をもって取り組んでいます。</p> <p>○子どもを対象にした権利についての研修を定期的な実施することを期待します。また、「権利ノート」など資料の整備も期待します。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画、児童日誌、児童アルバム、職員会議録や聴き取りから、子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っています。</p> <p>○その際の態度としては個別の事情に応じて慎重に対応し、伝え方や内容は職員会議を通して職員間で共有しています。</p> <p>○子供の成長や変化を把握するよう児童アルバムで収集整理しています。</p> <p>○職員は児童アルバム等を使って子どもと一緒に生き立ちを振り返っています。</p> <p>○児童相談所との連携は基本的事項とし、重要だと考えています。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の子どもに対する不適切なかかわりに対する処分等の規定は、管理規定等においてその仕組みや内容を整備しています。</p> <p>○園長は具体的な不適切なかかわり事案の報告手順を職員に周知しています。</p> <p>○被措置児童等虐待事案の発生に備えた対応手順や届者・通告者に対する不利益防止の仕組み等を整備しています。</p> <p>○被措置児童等虐待対応の仕組みなどについての子どもたちへの説明の場がないので今後、機会を設けることを期待します。</p> <p>○被措置児童等虐待対応の資料を作成するよう期待します。</p> <p>○子どもアドボケート制度の導入を考えています。</p> <p>○子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法について今後、学習する機会を設けることを期待します。</p>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<コメント> ○支援の継続性やアフターケアについては、子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っています。 ○児童相談所と入所前から連携し、情報共有に努めています。 ○支援専門員は毎月卒園生とメール等で連絡を取り合い、出張の際には卒園生との交流を心がけ実践しています。		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント> ○中高生に関しては自立に向けて、話題性を持って関わっています。 ○中高生には調理実習や買い物体験等、自立に向けた取組を行っています。 ○中高校生は自立に向けた勉強会等を他施設と一緒に自立支援セミナーを開催したり、そだちの樹との連携を図っています。 ○本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応しています。 ○退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を年に複数回設けることを期待します。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<コメント> ○職員は日頃から子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止める等養育・支援の基本的実践を行っています。 ○職員は受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合い、子どもの成育歴を通して個々の子どもを理解するよう努めています。 ○問題等が起きたときは、背景にある心理的課題の把握に努めています。		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<コメント> ○基本的欲求の充足や子どもの尊重に配慮した教育・支援を実施しています。 ○日常的な会話や活動をとおして信頼関係を構築しています。 ○夜間の体制（宿直体制）においては、各棟ごとに職員を配置し、子どもの安心感の醸成に努めています。		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<コメント> ○職員と子どもたちが一緒に考えながら施設運営を行っています。 ○各棟での「子ども会議」で自主的なルール作りや改善を行っています。 ○ルールとして自分たちで決めた個々の役割や皆で協力して行う清掃活動などを職員は見守りながら適切なかかわりを行っています。 ○躓きや失敗に直面した子供には、主体的に解決できるよう適宜適切にかかわるように努めています。		

A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもたちの学びや遊びの意向をさりげない会話や面談を通して日常的に把握しています。</p> <p>○子どもたちの成長段階に応じた書籍や遊具等を備えています。</p> <p>○学校での学びや遊びについての情報は会話等を通して把握しています。</p> <p>○子どものニーズに応えられない場合は、納得のいく説明に努めています。</p> <p>○幼稚園や保育園に通っている子どももいます。</p> <p>○学びや遊びの機会の保証は、大任町主催の学習塾や里親ボランティアの活用など広く社会資源の利用を通して行っています。</p> <p>○施設内における養育において個別のプログラムは確立しておらず、今後の取り組みを期待します。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるような養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○基本的な生活習慣の確立や社会的規範の習得ができるような養育・支援を展開しています。</p> <p>○子どもと一緒に考え、子どもの自主性や社会性の習得に重点を置いた養育・支援を生活全般にわたって行っています。</p> <p>○高校生になれば携帯電話の使用ができ、その際にはSNSに関する知識や注意点などを確認します。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○毎日の食事が美味しく楽しみながらできるよう配慮しています。</p> <p>○子どもたちも食事に関する高い満足度を感じています。</p> <p>○中学生・高校生の女子はバレンタインチョコ作りの調理実習の機会があります。子どもたちが食事を楽しむために献立づくりを行うこともあります。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○定期的に衣服の整備や整理整頓を行っています。</p> <p>○子どもたちは自己表現の観点から自由に服装に選んでいます。</p> <p>○TPOにあった服装についてさりげない会話や面談を通して伝えています。</p> <p>○中・高校生には自分たちで衣服の購入ができます。</p> <p>○服装に関しては子どもの自主性に重点を置きつつ、整理整頓の管理やアイロンかけ、洗濯での注意点など見守りと教育・支援を行っています。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設が居室及び施設整備の管理を行っています。</p> <p>○小規模化の取組みの検討を行っています。</p> <p>○小規模化を検討している中、個人の空間確保や個人の持ち物の管理に配慮しています。</p> <p>○次の修繕・修理箇所の把握もしており子どもたちへ説明しています。</p> <p>○成長段階に応じた清掃作業の機会を設けたり、自主的なルールの下で整理・清掃を行っています。</p>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<コメント> ○担当看護師が日常的な健康チェックと管理を行っています。 ○子どもに体調不良がみられる場合には、担当看護師が適宜適切に受診同行を行っています。 ○看護師が職員会議で受診報告や感染症の対応について話をします。また、職員の医療や健康に関する学習時間を設けています。		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<コメント> ○子どもたちに対する性についての正しい知識と学習の機会を設けています。 ○年齢相応の異性との付き合い方や、性への過剰な意識や不安感の除去に取り組んでいます。 ○外部講師による勉強会も実施しています。 ○施設では性に関する教育カリキュラムの整備はしていません。今後、期待します。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<コメント> ○子どもの暴力・不適切行動などの問題行動に対しては適切に対応しています。 ○不定期的ではあるが、児童相談所をはじめ関係の医療機関・警察等との連携と協議を行っています。 ○施設全体として、日ごろから子どもたちを尊重する視点を持ちながら、問題行動等に対処できるよう職員への研修等を行っています。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<コメント> ○生活グループの構成では子ども同士の関係性、年齢、障害などの配慮をしています。 ○課題のある子どもや入所間もない子どもの場合には、特に児童相談所との連携を密にし個別支援を行っています。 ○子ども間で暴力やいじめが発覚した場合には、全職員が協力して対応しています。 ○暴力やいじめの対応については、児童相談所をはじめ関係機関との連携を密にして対応しています。 ○子ども間の性的加害・被害を把握した場合には適切に対応しています。 ○問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について、必要に応じて協議をしている。今後、定期的な見直し改善を望みます。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<コメント> ○心理的ケアを必要とする子供については、自立支援計画にもとづき心理的プログラムを策定しています。 ○具体的な心理的支援では、職員間の連携強化を図って対応しています。 ○対象となる子どもに対しては児童相談所との連携を図りながら、保護者等への定期的な助言や支援を行っています。 ○現在、心理専門職が欠員のため職員研修やスーパービジョンの実施が不十分です。今後、体制整備を期待します。		

A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○居室内はもちろん子どもたちが落ち着いて静かに学習できるための環境づくりを行い、学習習慣が身につくように支援しています。</p> <p>○学校教師との連携を図り常に子ども個々の学力の把握に努め、一人ひとりの必要に応じた学習塾等を活用する機会を提供しています。</p> <p>○障害のある子どものために、特別支援学級、特別支援学校等への通学支援を行っています。</p> <p>○学力の低い子どもに対する基礎学力の向上に向けた支援が不十分である。今後、十分な成果につながるよう期待します。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○「最善の利益」につながる進路の自己決定ができるよう支援しています。</p> <p>○進路選択に向けた資料の収集等を行い、判断材料を提供し、子どもと十分に話し合うことに努めています。</p> <p>○進路決定に伴う経済的な援助の仕組みなどについて情報を提供しています。</p> <p>○進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応体制も整備し機能しています。</p> <p>○就労しながら施設入所が継続でき、必要に応じて措置延長を利用した中で社会経験が積めるよう支援しています。</p> <p>○高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的側面など、進学に向けた支援や情報の提供をしています。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいます。</p> <p>○社会の仕組みやルール、自己責任、金銭管理の重要性などについて子どもたち個々と話合っています。</p> <p>○アルバイトや各種資格の取得を積極的に奨励しています。</p> <p>○実習先や協力事業主等の獲得については、今後の拡大努力を期待します。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を整備しています。</p> <p>○相談窓口の設置や支援方針などは入所時をはじめ適宜、家族に説明し信頼関係を構築していくよう努めています。</p> <p>○家庭支援専門相談員の役割と立場を全職員に周知し、施設全体で協力体制を確認しています。</p> <p>○面会、外出、一時帰宅などに配慮し、家族との継続した関係づくりに努めています。一方、「不当な妨げ行為」などに対しては毅然と対応しています。</p> <p>○施設や学校等についても情報提供に努めています。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針を明確にして施設全体で共有しています。</p> <p>○児童相談所等、関係機関と密接に連携を図って家族支援の取組を行っています。</p> <p>○面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室（ショートステイなど）の活用や家族療法事業の実施など、家族との関係の継続、修復、養育力の向上につながる取組を今後期待します。</p>		